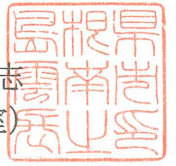


雲南市行財政改革審議会
委員長 関 耕 平 様

雲南市長 石 飛 厚 志
(総務部行財政改革推進室)



諮 問 書

雲南市行財政改革審議会条例(平成29年雲南市条例第8号)第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1. 諮問事項

公の施設にかかる使用料の改定について

2. 諮問理由

本市は、6町村合併後の平成18年度に「雲南市公の施設にかかる使用料の設定基本方針(以下、「基本方針」)を策定し、平成21年4月に施設使用料の改定を行いました。公の施設にかかる使用料は、基本として5年毎の見直しとしていることから、これまで平成26年4月、令和元年10月の消費税増税を踏まえた見直しを実施してきたところです。

前回の見直しから、4年が経過した現在、新型コロナウイルスの流行やロシアによるウクライナ侵攻など社会情勢の変化により急激に物価が高騰し、賃金水準の引き上げも行われる中で、サービス提供の公平性と継続性を確保するための使用料引き上げが必要となり、改めて利用者負担のあり方・適正化等について審議いただきたく、次の事項について貴審議会の意見等を求めるものです。

(1) 使用料の改定による利用者負担について

使用料の改定(見直し)にあたり、基本方針を踏まえた「公の施設使用料の設定基準」を定め、使用料を見直す予定であり、特定の行政サービスに対する利用者負担と公費負担のあり方が適正であるか、審議をお願いするものです。

(2) 柔軟な料金設定を可能とする運用について

今回の見直しでは、指定管理者の創意工夫や民間活力によるサービス向上が期待できる宿泊施設・温浴施設等について、基準となる施設使用料に加えて上限加算額を定めることで指定管理者が、市の了承のもと柔軟な料金設定(シーズン料金、土日祝日料金等)を可能とすることを検討しており、審議をお願いするものです。